見守り新鮮情報　第 263 号

平成 28 年 10 月 4 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

百貨店を名乗る不審な電話に気をつけて

数日前、デパートの社員を名乗る電話があり、「あなたのクレジットカードで 8 万円のバッグを買いに来ている人がいる。

身に覚えがなければ販売を中止するので、銀行の業界団体へ電話するように」と言われた。教えられた番号に電話をかけると、「キャッシュカードの暗証番号を変えないといけない。

一番良いのは今の暗証番号を逆の順番にすること」と言われ、いつの間にか暗証番号を教えてしまっていた。念のためデパートへ確認の電話をしたところ、だまされたことがわかった。（80 歳代　女性）

＜ひとこと助言＞

・百貨店が直接顧客に対し「店頭であなたのカードが別の人に利用されている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。心配な場合は、百貨店に直接確認してください。
・銀行の業界団体などの金融関係者が、電話で暗証番号を聞くこともありません。絶対に暗証番号を教えないようにしましょう。
・少しでも怪しいと思ったら、お住まいの自治体の警察や消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html